

優生保護法訴訟仙台高裁第2民事部判決に対する弁護団声明

本日10月25日、仙台高等裁判所第2民事部（小林久起裁判長、鈴木桂子裁判官、山崎克人裁判官）は、国の控訴を棄却し、旧優生保護法に基づく優生手術の被害者である被控訴人らに対して損害賠償を認めた原審判決を維持する判決を言い渡した。

本年6月1日の仙台高等裁判所第1民事部判決が形式的に除斥期間を適用したのに対し、小林裁判長は、本件第1回期日において、旧優生保護法の違憲性を認否せず、除斥期間を主張し続ける国の応訴態度を非難し、法の基本原則である正義・公平の観点から判断すべきと述べ、本日の判決でも、国による甚大な人権侵害行為であることを直視し、正義・公平の理念に基づき判決をくだした。人権の砦としての役割を果たした判決であり、高く評価する。

本日の仙台高裁判決では、原審同様旧優生保護法が違憲であることを認め、優生手術の被害者にとって客観的に権利行使が不可能ないし著しく困難であったとして、正義・公平の観点から、民法724条後段を時効と解すれば権利濫用（民法1条3項）により、除斥期間と解しても適用制限すべき場合に該当するとして、20年が経過したことによる損害賠償請求権は消滅しないと判断した。また、旧優生保護法が平成8年に改正されたとしても国が人権侵害を認めなかったことからすれば、上記結論は左右されないとした。

さらに、損害については、「強制優生手術を受けた原告らの精神的苦痛に対する慰謝料は、優生手術を受けた時から本件訴え提起に至るまでの精神的苦痛を全体として評価した上で、本件訴えの提起時を基準として評価算定」し、継続的な精神的苦痛を認めた。

本件は、全国で高裁・地裁合わせて通算8件目の被害者勝訴判決である。また、原審及び控訴審ともに被害者が勝訴した全国初の判決でもある。

以上の通り、正義公平の観点から、旧優生保護法の被害を回復すべきという裁判所からのメッセージが続いているが、国は被害回復に向けて積極的に動いているとは言えない状況にある。

国は、本判決を重く受け止め、旧優生保護法に基づく重大な人権侵害の実態、被害回復の必要性について真摯に向き合い、上告することなく、岸田文雄総理大臣が率先して本件の政治的解決に向けて被害者らと即時面談すべきである。最高裁判所に係属する6つの事件についての判断を待たずして、高齢化している全国の被害者のためにも、国は、一刻も早く全面解決を図るべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを表明する。

2023年10月25日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦

旧優生保護法仙台弁護団

団 長 新 里 宏 二